

## [事案 2019-90] 入院給付金支払請求

・令和2年6月19日 和解成立

### <事案の概要>

約款上の入院に該当しないとして給付金が支払われなかったことを不服として、入院給付金の支払いを求めて申立てのあったもの。

### <申立人の主張>

解離性障害の治療のために入院したため、平成22年6月に契約した医療保険にもとづき入院給付金を請求したところ、約款上の入院の定義に該当しないとして給付金が支払われなかったが、以下等の理由により、入院給付金を支払ってほしい。

- (1)主治医に、常に医師のもとで治療に専念しなければいけない症状であり、保険会社がカルテだけで判断するのはおかしいと言われた。
- (2)主治医の指示のもと、入院して治療に専念した。

### <保険会社の主張>

申立人の疾病は、入院当時の医学水準に照らして客観的合理的に判断すれば、約款上の入院の定義に該当しないため、申立人の請求に応じることはできない。

### <裁定の概要>

#### 1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、入院時の状況等を把握するため、申立人に対して事情聴取を行った。また、医学的判断の参考にするため、独自に第三者の専門医の意見を求めた。

#### 2. 裁定結果

上記手続の結果、本件は和解により解決を図るのが相当であると判断し、当事者双方に対し、和解を促したところ、同意が得られたので、和解契約書の締結をもって手続を終了した。